

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額 及 び 負 担 者
求人を受け付ける時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知等に記載されている額) の <u>35%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知等に記載されている額) の <u>35%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動1日当たり 10,000 円 成功報酬 (期間の定めなし・あり同様) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

*上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【返 戻 金 制 度】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

⇒被採用者の就労開始日から1カ月以内の退職：紹介手数料の80%

⇒被採用者の就労開始日から2カ月以内の退職：紹介手数料の50%

⇒被採用者の就労開始日から3カ月以内の退職：紹介手数料の20%

上記以外の退職（被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩・天災事変等の不測の事態、その他被採用者・弊社の免責が妥当とされる事由）の場合、返戻金制度は適応されません。

許 可 番 号 27-ユ-302907

事 業 所 名 称 株式会社 DGS

事業所所在地 大阪市中央区本町1-5-7 西村ビル205

手 数 料 表（再就職支援型）

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額 及 び 負 担 者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<u>0 円</u> 相談：助言終了時 一人につき 30,000 円 手数料負担は関係雇用主とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知等に記載されている額）の <u>40%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知等に記載されている額）の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

*上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【返 戻 金 制 度】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

⇒被採用者の就労開始日から1カ月以内の退職：紹介手数料の80%

⇒被採用者の就労開始日から2カ月以内の退職：紹介手数料の50%

⇒被採用者の就労開始日から3カ月以内の退職：紹介手数料の20%

上記以外の退職（被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩・天災事変等の不測の事態、その他被採用者・弊社の免責が妥当とされる事由）の場合、返戻金制度は適応されません。

許 可 番 号 27-U-302907

事 業 所 名 称 株式会社 DGS

事業所所在地 大阪市中央区本町1-5-7 西村ビル205